

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成24年度第2回高松市議員報酬，市長および副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成24年12月26日（水） 午前10時～午前11時38分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議（基本方針の確認） 議員報酬，市長および副市長の給料ならびに政務調査費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 松本修二（会長），本田典孝（職務代理者），植松瀧子，中條尚子，富田貞夫，馬淵キノエ，與田康子
傍 聴 者	なし
担 当 課 び 先 お よ び 絡	総務課 (Tel 839-2181)

【経過および結果】

1 追加資料の説明

中核市の報酬等審議会の開催状況，政務調査費の制度改正に伴う条例改正ならびに一般職および特別職職員の給料の減額措置実施に伴う条例改正議案の議決状況について事務局から説明を行った。

2 議員報酬の月額および政務調査費の額について審議を行い，次のとおり意見が集約された。

(1) 議員報酬の月額

据置き。ただし，一定の期間，減額措置を求める。

(2) 政務調査費の額

据置き

※ 市長・副市長の給料の月額については，第1回審議会において次のとおり意見集約済み。

据置き

【主な質疑応答】

○議員報酬の額について

松本会長）まず，議員報酬の額を改定すべきかどうかの方向性について意見をまとめる。本市を取り巻く状況を考えると，増額改定は難しい。前回の会議においては，改定を見送り，減額措置を求めるとの意見が出ていたが，改定を見送り据え置くことで意見集約して良いか。

全委員）異議なし

松本会長) 次に、減額措置の実施を求めるかどうかについて意見を求める。前回の会議においては、減額措置を求める意見が多かった。また、昨年度の答申に対する市議会議長コメントについて、本審議会の考えを示す必要がある。

馬淵委員) 議員報酬の減額措置の実施を見送った理由の1点目は、中核市における人口比率と議員報酬額の順位の比較に基づく主張である。市の人口一人当たりの議員報酬額を算出し、中核市における位置付けを見た場合に、議員報酬額の高低を判断する1つの尺度となるのではないかと考える。

松本会長) 馬淵委員は、市の人口一人当たりの議員報酬額がどのような判断材料となると予測しているのか。

馬淵委員) 中核市における人口比率と議員報酬額の順位だけで、市議会が主張するように相対的に低位と言えるのか、疑問を感じる。あえて反論するとすれば、議員報酬額が中核市において相対的に低位であるとの市議会の主張に対して、市の人口一人当たりの議員報酬額の比較により、相対的に低位とは言えないことが立証できれば良いと考えた。これまでも時間をかけて同様の議論を重ねてきたが、市議会において減額措置が実施されず、徒労に終わっており、何かを変えなければ議員に真摯に受け止めてもらえないのではないかとこの思いがある。

松本会長) 馬淵委員が予測するように、市の人口一人当たりの議員報酬額の比較により、本市の議員報酬額が相対的に低位とは言えない根拠となれば良いが、その逆の結果となることも考えられる。

本田委員) 市議会は、本審議会の答申に対し、減額措置を実施しない理由づけが難しく、相対的な評価の中で議員の立場を主張しているが、報酬額は、相対的な評価を軸に判断するのではなく、市の財政状況や地域経済情勢により判断すべきと考えることから、相対的な評価に基づく主張には、議論の余地がなく、反論する必要もない。

馬淵委員) 本田委員の考えが建設的であり、その考えに基づくと、市議会の主張は全て本審議会の納得するものではないということになる。

本田委員) 議員報酬の減額措置の実施を見送った理由の2点目および3点目の主張についても、国全体の流れの中で当然の結果であり、議員の努力は認められず、反論する必要もない。

松本会長) 中核市における議員報酬の減額措置の実施状況について事務局の説明を求める。

鴨井課長) 資料に基づき中核市における議員報酬の減額措置の実施状況を説明

松本会長) 条例規定額が比較的上位の市において減額措置が実施されているようである。

本田委員) 本審議会において平成20年度から毎年、一定期間の減額措置を求めてきたにも関わらず、市議会において実施されていないことに加え、厳しい財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため一般職および特別職職員の給料について、来年1月から2年間の減額措置を実施することを受けて、議員報酬についても、同期間の減額措置の実施をお願いしたい。これまでの答申も同様であるが、本審議会では市議会としての姿勢を示してほしいとの思いから、減額措置の額を明記せず減額措置を求める答申を行ってきたところである。今回は特に、市が積極的に人件費の抑制を図る対応を行っていることから、金額の大小ではない旨を説明した上で市議会としての姿勢を改めて問いたい。

與田委員) 本日の四国新聞に市長のインタビュー記事が掲載されており、本市の中期財政収支見通しが厳しいと書かれてあった。このような折に、一般職および特別職職員のみならず、皆で危機を乗り越えていくという姿勢を市議会が示すことで、市民の市政への理解を促すことに繋がると考える。

富田委員) 例えば、民間企業ではボーナスが出ずにローン返済に窮する状況も仄聞するが、そのよう

な状況において議員報酬の減額措置について議論されないのはいかがなものか、との思いがある。また、市職員も業務に関係することに私費を使う場合があると推測されるが、議員には政務調査費が別途交付され、報酬と政務調査費の区別が不明確であると感じる。議員報酬の減額措置か政務調査費の減額改定のどちらかの対応を検討してもらいたい。

松本会長) 議員報酬と政務調査費はそもそも性質が異なり、同レベルで捉えるべきではなく、分けて考える必要がある。報酬は議員としての仕事の対価であり、その用途は本人が決めるものであるが、政務調査費は一定の使用目的のために別途交付されるものであり、報酬とは全く異なることから、議員報酬か政務調査費のどちらかで減額措置または減額改定を行えば良いのではないかと議論は適切でない。

富田委員) 私としては、議員報酬の減額措置を求めるより、政務調査費の減額改定を求めたい。

植松委員) 本田委員が前回の会議において発言したように、議員には議員活動に積極的に取り組んでもらいたい。議員が活動の中で成果を挙げ、市民の経済活動等の活性化が図られることを期待し、報酬については、減額措置を求めず据置きとすることが望ましい。潤うものがあるからこそ、更なる意欲的な活動が望めるのではないかと。

中條委員) 私としては、今回も減額措置を求めたい。昨年度の本審議会の答申に対して出された市議会議長コメントの主張は、ポイントがずれていると感じるが、答申を受けての市議会の回答であることから、どのような表現であれば市議会に本審議会の思いを汲み取ってもらえるのかと思う。

馬淵委員) 昨年度と同様の判断で良い。市議会議長コメントにある主張は論外である。また、本市の経済情勢や市長・副市長の給料の動向等を見ても好転している状況にはなく、状況が好転しない限りは、本審議会としては、同様の答申を出し続けることが必要であると考え。

松本会長) 現在、減額措置を求めるべきとする意見と求める必要はないとする意見に分かれているが、できれば委員全員の一致した結論を出したいと考えることから、引き続き、意見を求める。

本田委員) これまで本審議会で審議を重ねてきた流れの中で発言をしているが、本市は非常に厳しい状況にある中で、今回は特に、一般職および特別職職員が積極的な対応をした姿勢を評価したい。また、市長は年間133万2千円、副市長は年間96万円の通常では考え難い大幅な賃金カットを2年間にわたり実施するが、国の人事院勧告に従い実施するのではなく、自ら決断し対応したことに敬意を表したい。一般職および特別職職員の給料も議員報酬も同じ市の財源から支出されるにも関わらず、一方では減額措置が実施されないということは、公平性の観点からも違和感がある。減額改定までは求めないが、減額措置の実施については、十分に本審議会の意を酌んでもらいたい。

富田委員) 本田委員の意見に賛同する。先ほど、議員報酬の減額措置または政務調査費の減額改定を求めたいと述べたが、議員にも同じ痛みを分かち合ってもらいたいとの趣旨によるものである。

松本会長) 本田委員と富田委員の発言の趣旨から考えると、議員報酬については、減額措置を求める方向性となる。一般職および特別職職員が2年間にわたり給料の減額措置を実施することから、議員報酬についても足並みを揃えて対応してもらいたいとの考えが本審議会の率直な意見である。

馬淵委員) これまで、答申において減額措置の実施を求めるに当たり具体的な記述はなかったが、一般職および特別職職員の努力を明確に記載し、議員にも受け止めてもらえるような工夫をする必要がある。

植松委員) 市長を始め、特別職職員が並々ならぬ努力をしている一方で議員だけが何も対応しないと

いうことはいかかなものかと感じるが、議員には意欲的かつ活発な活動をお願いしたいという気持ちから減額措置を求めない方がよいのではないかとこの想いもあり、判断が揺らいでいる。

松本会長) 本審議会としては、議員の生活に支障をきたすほどの減額措置を求める訳ではなく、あくまで痛みを分かち合ってもらい、市全体で足並みを揃えた対応をお願いしたいとの趣旨であり、減額措置の実施内容については、市議会に判断を委ねる方向ではどうか。

植松委員) 松本会長の意見に賛同する。

松本会長) それでは、議員報酬の額について改定を見送り据置きとするが、一定期間の減額措置を求めることで意見集約する。

全委員) 異議なし

松本会長) 前回の会議において、馬淵委員から発言のあった議員報酬を審議する上で議員活動の報告書作成を求めるかの議論についてはどうか。

馬淵委員) 報酬は、議員としての仕事の対価であり、報酬をどのように使おうと、本審議会が意見できるものではないことから、使途が決められている政務調査費について、可能であれば活動内容の報告書作成を求めたい。

○政務調査費の額について

馬淵委員) 市議会において策定している政務調査費の使途基準運用指針の見直し時期は、いつ頃の予定か。

鴨井課長) 地方自治法の一部改正のうち政務調査費に係る改正は3月の施行を予定しており、今回の制度改正に伴い、政務活動費が実際に交付されるのは平成25年度分からとなる。現在、市議会事務局において使途基準運用指針の見直しについての検討を進めている。同法の一部改正が施行されるまでに、同指針の改正がなされるものと考えている。

本田委員) 政務調査費については、平成17年4月に月額13万円から月額10万円に減額改定され、現在に至っている。また、昨年度の本審議会の答申においては、平成20年度分から2年間の執行状況に応じた引下げを求めた平成22年度の答申と同様に、執行状況等から減額改定を求めたいところであるが、議員定数削減後の変化を踏まえ、適正な額について慎重に判断するため、据置きとした。個人的には、政務調査費の制度改正により経費の範囲が広がることから、市政発展のために政務調査費をより有効に活用してもらうことを期待したい。また、議員定数の削減により議員の役割や活動範囲が広がったことは事実として認められることから、減額改定を求めず据置きが望ましいと考える。ただし、中核市における交付額の位置付けは14位と比較的高位にあることから、増額改定は難しい。

馬淵委員) 積極的に活動している議員には、政務調査費を手厚く交付したいという想いがあり、以前から交付額を一律とするのではなく議員の活動実態に応じて交付する申請主義にしてはどうかと提案してきた。現在の交付額では不十分な議員もおり、足りない経費を報酬から賄っている場合も考えられ、活動状況を傾斜配分で交付額に反映する方法があれば良いと思う。ただし、申請主義による交付が難しいのであれば、執行状況に応じて判断するしかないのではないかと考える。また、議員報酬について、今回も減額措置を求めるが、市議会は、昨年度の答申に対する対応と同様に減額措置の実施を見送る可能性が高いと考えており、議員報酬と政務調査費の額の議論を混同すべきではないことは理解しているが、政務調査費について、執行状況に応じた減額改定を求めているかどうか

と考える。

富田委員) 私としては、政務調査費を執行率に応じて減額改定してはどうかと考える。

與田委員) 活発に活動し全額執行する議員もいれば、そうではない議員もいる。活発に活動している議員には十分な政務調査費を交付したいとの想いはあるが、用途の枠を定めた運用指針を策定していることから、各議員がその範囲内において、政務調査費を活用し、相応に活動しているものと考ええる。政務調査費の制度改正に伴い、使用できる経費の範囲が広がった部分について増額改定は難しいが、据置きとし、現行額の範囲内でしっかりと活用されることが妥当であると考ええる。

植松委員) 市民から選ばれた議員であり、信用している。市域が広がり、活動範囲が広がったことで必要経費が増えていると考えられること、戻入状況はその年によって、また、議員によって異なることから、据置きとすることが望ましいと考える。

中條委員) これまでは、執行率に応じて政務調査費の額を見直そうという審議の流れがあり、基本的には減額改定の方と考えるが、今回は制度改正があり、昨年度までと状況が異なることから、その点をどの程度斟酌するのか判断が難しい。また、政務調査費を有効活用してもらいたいとの想いがある。現状においては、活動状況を積極的に公表する議員もおり、収支報告書等についても公開請求を行えば閲覧可能ではあるものの、情報発信力が十分とは言えない。本市ホームページなどで議員の活動状況や政務調査費の用途を公表する場を設け、市民の目に触れるような仕組みができれば、地方自治に対して若い世代の関心が高まることにも繋がるのではないかと考える。一方、議員報酬は答申で減額措置を求めているもの、馬淵委員の意見と同様に市議会において実施されない可能性が高いと感じている。

松本会長) 本審議会は、答申内容が受け入れられることを前提として審議を行っており、議員報酬の減額措置についても、市議会において十分に斟酌されるものと期待する。

鴨井課長) 今回の地方自治法の一部改正により、議長は、政務活動費の用途の透明性の確保に努めることとされたことに伴い、条例においても収支報告書等について議長に調査権を付与している。現在、市議会事務局において、透明性の確保策について検討を重ねており、本市ホームページを活用した収支報告書の公開についても検討に挙がっていたと記憶している。本審議会の審議事項は政務調査費の額についてであるが、政務調査費の活用のあり方について、委員から出た意見を市議会に伝えることはできる。

本田委員) 議員報酬について減額措置を求めても市議会が応じる可能性が低いことを理由に政務調査費の額を減額改定するという考え方は基本的に誤りであり、本審議会の審議の趣旨に反することから、改められたい。

松本会長) 馬淵委員の意見は、政務調査費の交付の仕組み自体を変えるあり方の問題であるが、本審議会では額に論点を絞って考える。執行実績から判断して減額改定を求めているという答申を過去に出しているが、これは政務調査費の用途基準が明示される一方、具体的な活動内容が分かりにくいことが要因であり、その結果、執行実績に基づいた改定を求めることが望ましいとの判断に至ったものであるが、與田委員の発言にあるように、全額執行する議員もいれば、残余金を戻入する議員もいる。全額執行していない議員がいることから戻入率に基づき減額改定を求めているという考えは、活発に活動している議員の活動を抑制してしまう可能性もあり、慎重に判断しなければならない。

馬淵委員) 積極的に活動している議員は、政務調査費を増額してほしいとの想いがあると思う。

松本会長) 今回の制度改正は、政務調査費をより有効活用したいとの趣旨から行われたものであると
考えた場合、今後の状況を見て慎重に判断する必要があるのではないかと感じる。政務調査費を十
分、かつ有効に活用してもらいたい、という委員の共通認識に基づき、制度改正が行われた状況等
も勘案する中で、政務調査費の額を据え置くこととする方向で意見集約して良いか。

全委員) 異議なし

松本会長) 政務調査費の額を据え置くことで意見集約する。次に、議員の活動報告の関係であるが、
現在、市議会事務局において透明性の確保策についての検討が行われているとの説明が事務局から
あった。また、馬淵委員や中條委員から政務調査費の使途や活動内容について報告書を作成してほ
しいとの発言があったと理解しているが相異なるか。

馬淵委員) 本当に積極的に活動している議員には手厚く政務調査費を交付したいとの思いから、活動
内容が分かる活動報告書の作成や活動内容に応じた傾斜配分による交付を提案してきたが、現時点
で活動報告書を求めたいという訳ではない。

松本会長) 中條委員の発言にあった政務調査費の使途の積極的な公表については、事務局から説明の
あった市議会事務局において現在なされている検討内容で、満たされるのか。

中條委員) 市議会における使途の透明性の確保策の検討結果を見て今後判断したい。

松本会長) 政務調査費の額については、据え置くこととし、具体的な意見として、透明性確保の観点
から、然るべき公表方法等を検討されたいと付記することとする。これで、議員報酬の額および政
務調査費の額についての方向性が決定した。なお、答申書の文案については、これまでの審議を踏
まえ、事務局において作成したものを、次回の審議会で審議することとする。